

解体・改修工事を発注する皆さんへ

## 建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
  - ・工事の費用（契約金額）
  - ・工期
  - ・作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

茨労発基 0406 第 9 号の 2  
令 和 3 年 4 月 6 日

関係団体の長 殿

茨 城 労 働 局 長  
(公 印 省 略)

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等  
の一部改正について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上  
げます。

標記について、既に令和 3 年 3 月 29 日付け基発 0829 第 4 号をもって、厚生  
労働省労働基準局長から各関係団体の長に対し別添のとおり通知しているとこ  
ろです。

今般、関連通知の一部を改正しましたので、貴職におかれましても、傘下会員  
等に対し、改正内容等の周知に御協力を賜りますよう、改めて本職からもお願  
いいたします。

(問合せ先)

茨城労働局労働基準部健康安全課

TEL : 029-224-6215 (直通)

基発 0329 第 4 号  
令和 3 年 3 月 29 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の一部改正について

石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号。以下「告示」という。）については、令和 2 年 7 月 27 日に告示されたところであり、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとされています。また、告示第 1 条第 2 号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については、令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 3 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の関連通知において、これに該当する者の解釈を示しているところです。

今般、下記のとおり関連通知の一部を改正しましたので、ご了知いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

1 令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 3 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の改正について

改正後	改正前
第 1 ・ 第 2 略	第 1 ・ 第 2 略
第 3 細部事項	第 3 細部事項
1 略	1 略
2 関連告示関係	2 関連告示関係
(1) 略	(1) 略
(2) 分析調査者告示	(2) 分析調査者告示
ア 第 1 条第 2 号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から⑤までに掲げる者であること。	ア 第 1 条第 2 号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から④までに掲げる者であること。
① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技	① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技

<p>「<u>石綿分析技術評価事業</u>」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は<u>定性分析に係る合格者</u></p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「<u>石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業</u>」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>「<u>石綿分析技術評価事業</u>」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者</p> <p>②～④ 略</p> <p>(新設)</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>
--	---

2 令和2年9月1日付け基発0901第10号「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の改正について

改正後	改正前
<p>1 厚生労働大臣が定める者（第1条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 告示第1条第2号の「同等以上の技能及び知識を有すると認められる者は、次のアからオまでに掲げる者であること。</p> <p>ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「<u>石綿分析技術評価事業</u>」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は<u>定性分析に係る合格者</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「<u>石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業</u>」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める者（第1条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 告示第1条第2号の「同等以上の技能及び知識を有すると認められる者は、次のアからエまでに掲げる者であること。</p> <p>ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「<u>石綿分析技術評価事業</u>」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(新設)</p>